

大東諸島離島航路安定化事業 南北大東村船舶建造監理等委託業務 企画提案書募集実施要領

1 目的

本要領は、南大東村、北大東村が実施する「南北大東村船舶建造監理等委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務は、物流を中心に、離島住民にとっての重要なライフラインである定期離島航路の安定的な運航体制の確保と機能強化を目的として、新たな就航船の建造に係る設計審査、建造監理、行政手続き等を専門的に支援するものである。これにより、離島の定住環境の向上と、人流・物流の安定的な確保を通じた持続可能な地域振興を図るものであり、高度な技術力と調整力を有する事業者の参画が求められることから、価格のみならず提案内容や実施体制等を総合的に評価するプロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 業務概要

（１）業 務 名

南北大東村船舶建造監理等委託業務

（２）業務内容

別紙「南北大東村船舶建造監理等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

3 事務局

本業務における担当部署及び企画提案書等の提出先は次のとおりとする。

【窓 口】 南大東村役場 総務課 担当人名：浅沼・大村

【住 所】 〒901-3895 沖縄県島尻郡南大東村字南144番地1

【連絡先】 電話：09802-2-2001 FAX：09802-2-2669

メール： info@vill.minamidaito.okinawa.jp

4 提案上限額

（１）業務委託費（委託業務契約締結日から新造船完成・引渡後の月の翌月末までとする）

予算上限額 37,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務期間

（１）構築業務

委託業務契約締結日から新造船完成・引渡後の月の翌月末まで

6 スケジュール

（１）実施要領の公表期間

令和7年7月30日（水）～令和7年8月15日（金）

（２）質問の受付締切

令和7年7月30日（水）～令和7年8月1日（金）午後5時厳守

(3) 質問回答日

令和7年8月5日（火）

(4) 参加表明書の提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時厳守

(5) 企画提案書提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時厳守

(6) 審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）

令和7年8月20日（水） 【予定】

(7) 最終選定結果通知

令和7年8月22日（金） 【予定】

7 参加資格要件

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (6) 過去3年以内に、行政機関等から違法または違反行為等による勧告やそれに類似する行政処分、罰則などを受けたことがある場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について報告すること。報告を怠り後日発覚した場合には参加資格及び契約も不履行とする。

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 受付締切 令和7年8月1日（金）午後5時厳守

イ 提出書類 質問書（様式4）

ウ 提出方法 電子メールにて送付すること。

(2) 質問への回答

ア 回答日 令和7年8月5日（火）

イ 回答方法 参加の意思確認を行った全ての業者にメールにて回答する。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時厳守

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）及び宣誓書（様式3）

署名と代表者印を押印し提出すること。

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績資料（任意様式）

船舶建造監理等委託業務実績が分かる書類を任意様式にて提出すること。

なお、船舶建造監理等委託業務実績は、地方自治体における船舶建造監理等委託業務の実績について、直近の実績（5年以内）を記載すること。

エ 7－（6）に該当する場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について詳細に報告すること。（任意様式）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送は書留郵便（レターパック可）で、提出期限までに必着のこと。

10 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時厳守

(2) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本 1部、電子データ（CD-ROM）1部

イ 見積書 正本1部、副本 1部

※なお、本業務における旅費等の直接経費については、原則として実費精算（精算払い）とする。見積書にはこれら直接経費の見込み額を明記し、契約締結後は領収書等に基づく実費精算を行うものとする。

(3) 提出物について

ア 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。頁数を打つこと。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要及び公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 （1）会社概要、経営状況 （2）提案内容と同様又は類似の主な業務実績

2	事業理解と課題認識	以下のポイントを参考に記述すること。 （１）離島航路の社会的役割と定期航路維持の課題 （２）離島住民にとっての人流・物流インフラとしての意義 （３）本業務における建造監理の必要性和委託者が求める成果の整理 （４）過去の類似案件や一般的な課題（工期遅延、仕様調整トラブルなど）への認識
3	業務遂行体制	以下のポイントを参考に記述すること。 （１）担当体制図（責任者、設計審査担当、現場管理担当など） （２）各担当者の役割と対応範囲 （３）主担当者の略歴（主な業務経験・保有資格等） （４）必要に応じて、外部協力者の体制や分担の明示
4	類似業務実績	以下のポイントを参考に記述すること。 （１）類似する船舶建造監理、設計支援業務等の実績（５年以内のもの） （２）実績の概要（業務名、委託者、工期、概要、成果） （１）（３）写真または図表があれば添付可

イ 見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること。

- ① 業務委託費用について、内訳【仕様書の業務内容区分（１．新造船建造にかかる入札支援補助業務、２．設計確認調整・承認支援業務、３．建造工程における監理業務、４．就航に関する行政手続き補助業務、５．成果物作成業務）に応じて明示すること】が分かる見積書を任意様式にて提出すること。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

（４）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- （１）募集要領等に表示された条件に適合しない場合。
- （２）提出期限を過ぎて提出された場合。
- （３）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない等の不備、若しくは虚偽の内容が記載されている場合。
- （４）審査の公平性を害する行為があった場合。

12 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして一段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目

は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 一次審査（書類審査） 及び二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）は同日に実施し、総合的に評価のうえ受託候補者を選定する。

ア 実施日（予定）

令和7年8月20日（水） 60分間

会場等の詳細については、参加表明書の提出期限後、文書にて通知する。

イ 時間配分

（ア）プレゼンテーション 45分間（時間配分は任意とする。）

（イ）質疑応答 15分間

ウ 受託業者の選定

受託業者は、一次審査及び二次審査の評価点の合計点が最も高い者とする。

エ その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、総合的に評価し交渉権者として認めない場合もある。

13 その他事項

その他事項は、次のとおりとする。

- （1）提出された書類は、返却しないこととする。
- （2）審査経過や結果への問合せには応じないこととする。
- （3）参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- （4）提出書類並びに審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- （5）本業務へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- （6）提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、認めないものとする。
- （7）本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。